

埼玉県官民協働等女性支援事業公募要領

第1 目的

埼玉県官民協働等女性支援事業（以下「本事業」という。）は、様々な困難な問題を抱える女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、女性の自立の推進に資することを目的とする。

第2 交付申請団体の要件

本事業の実施主体は、困難な問題を抱える女性支援活動の実績を3年以上有する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人等とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体を除く。

第3 対象となる事業

本事業は、埼玉県官民協働等女性支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び同事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施し、実施要領4に規定する事業を対象とする。ただし、そのうち（1）ア「アウトリーチ支援」又は（2）イ「SNS相談支援」のいずれについても、どの団体からも本事業への申請がない場合、本事業は不成立とする。

第4 事業実施期間

交付申請年度の4月1日から3月31日までとする。

第5 経費の補助

本事業に要する費用の一部について、埼玉県（以下「県」という。）は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金や県補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して第3の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。また、以下の点に留意すること。

- 1 補助金等の交付決定前に支出された経費も対象とする。
- 2 事業開始時期にかかわらず、第4に規定する期間中に実施する事業に要する経費をすべて計上すること。（なお、年度途中で事業実施が決定した場合、補助金等の交付額は交付可能な予算の範囲内で対応することになる。）

第6 補助金等の交付額の決定

補助金等の交付額の決定については、以下のとおりとなる。

- 1 交付申請額は、交付要綱別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に

- 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付要綱別表における第2欄に定める基準額は、23,900千円とする。また、当該基準額は本事業による補助金交付総額の上限額となる。
- 3 交付額は、これまでの実績等を加味した上で、提出された申請書類の内容を審査し、2の上限額の範囲内で適当と認められる額とする。
なお、その際、実施要領4の(1)ア「アウトリーチ支援」及び(2)イ「SNS相談支援」の両方、あるいは一方を実施する団体に対しては、実施しない団体より優先的に補助金を交付し、上記2つの支援の両方を実施する団体に対しては、一方を実施する団体より補助金を優先的に交付することとする。

第7 交付申請書類の作成及び提出

本事業への交付申請を希望する事業者は、以下の交付申請書類を作成し、県が別途定める提出期限までに下記の提出先に電子媒体により送付すること。

1 交付申請書類

- (1) 交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 所要額調（様式1）
- (3) 実施計画書（様式2）（以下「計画書」という。）
- (4) 一時保護施設等状況調書（別記様式第2号）
※実施要領4で規定した事業内容のうち、「(2)居場所の提供に関する支援」又は「(4)ステップハウス」の申請をする場合に添付する。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項
- (6) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (7) 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書等団体の決算状況がわかる書類
- (8) 過去3年の事業活動がわかる書類
- (9) その他交付申請書に記載した内容を補完するために必要な関係書類

2 提出期限

令和8年6月5日（金）15時（必着）

3 提出先（事務局）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課 困難女性支援推進担当

電子メールアドレス a2250-03@pref.saitama.lg.jp

件名：【申請団体名称】官民協働等女性支援事業交付申請

※ 電子メールの送付に際しては、氏名・所属・電話番号を明記すること。

4 本事業の内容、交付申請書類の作成等に関する問合せ方法

問合せ先：上記3の事務局宛てとする。

問合せ方法：原則として、電子メール（上記アドレスあて）によるものとする。

件名：【申請団体名称／質問】官民協働等女性支援事業について

※ 電子メールの送付に際しては、氏名・所属・電話番号を明記すること。

5 交付申請書類提出に当たっての注意事項

- (1) 計画書は、様式に沿って作成すること。
- (2) 交付申請書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合がある。
- (3) 要件を有しないものが提出した交付申請書類は、無効とする。
- (4) 交付申請書類の作成及び提出にかかる費用は、交付申請団体の負担とする。
- (5) 提出後の交付申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はしない。
- (6) 提出された書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、交付申請審査以外には無断で使用しない。

第8 補助金交付対象事業者の選定

1 審査の手順

提出された申請書類に基づき、必要に応じてヒアリングの実施及び現地の確認を行う。その後、県が下記「2 審査の項目」に基づき審査を行い、その結果を踏まえ、交付決定又は不交付決定を行う。

2 審査の項目

(1) 補助事業者としての適格性

- ・本事業の目的を十分に理解しているか
- ・公的機関と連携・協力して事業を実施する姿勢が見られるか
- ・適切な実施体制や必要な人員が確保できるか
- ・本事業に類する事業の実績があり、専門知識やノウハウを有しているか
- ・【加点項目】埼玉県男女共同参画推進センターとの一時保護委託契約を締結しているか

(2) 事業内容の妥当性

- ・本事業の目的と合致した事業計画となっているか
- ・企画内容が具体的であるか
- ・困難な問題を抱える女性の支援に資する効果的な内容となっているか
- ・困難な問題を抱える女性が安全で安心して支援を受けることができる環境を確保できるか

(3) 事業内容の実現性

- ・団体の過去の実績に照らして実現可能であるか
- ・実施主体の財政規模と事業規模とに大きな開きがないか
- ・実施方法及び実施スケジュールは現実的か

(4) 事業経費の適正性

- ・費用対効果は適切か
- ・事業内容や事業規模に見合った経費見積もりか
- ・経費区分ができているか

3 審査結果の通知

県は、申請者に対して、補助金交付対象事業者としての可否を通知する。

通知に当たっては、県の審査結果等に基づき、第9に係る交付申請に際して計画の内容を修正すること等の条件を付すことがある。

なお、この通知は、申請者に対し補助金交付の対象事業者となった旨知らせるものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定する。

4 留意事項

補助金交付対象事業者の決定に係わる審査等の経過、審査結果等に関する問合せには原則として応じない。

第9 交付決定に必要な手続等

補助金交付対象事業者は、交付要綱、実施要領及び県からの指示に基づき、交付申請書を指定する期日までに提出することとする。

なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正を求めることがある。

県は、交付申請書を審査した後、交付決定通知を発出する。

第10 事業成果等の報告

事業成果及び事業に要した経費については、本事業終了後、交付要綱、実施要領等に基づき必要な報告を行うこととする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月23日に施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県若年被害女性等支援事業補助金公募要領（令和6年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 3 この要領は、令和8年5月1日に施行し、同年4月1日から適用する。